

事業系一般廃棄物の自己搬入における事前登録制の導入について

1 報告趣旨

戸吹クリーンセンターでは、平成30年(2018年)9月から市民が処理施設に粗大ごみを直接持ち込む際の事前予約制を導入し、適正処理とともに混雑緩和に努めてきた。

ここで、事業者自らが運搬・搬入(自己搬入)する事業系可燃ごみの持込みについて、受付時間の短縮と適正処理に伴うごみ減量・資源化のため、事前登録制を導入することについて報告する。

2 報告内容

(1) 事前登録制の目的及び効果

- ア 受付・確認時間の短縮
- イ ごみ減量・資源化への誘導
- ウ 産業廃棄物や越境ごみ、無許可業者の搬入抑制
- エ キャッシュレス決済等導入による支払い事務の簡素化(今年度導入予定)

(2) 登録方法

持込みを行う事業者からの事前申請書(持込み時含む)をもとに、登録後、登録番号を付与する。

(3) 登録内容

- ア 事業者名
- イ 所在地(住所)、連絡先、持込車両番号及び手数料のカード等決済登録の有無
- ウ 年間のおおよその持込み量
- エ 持ち込む品目

(4) 実施時期

令和4年(2022年)10月3日

※戸吹クリーンセンター・館クリーンセンター・多摩清掃工場にて運用開始

(5) 今後のスケジュール

- | | | |
|-------------|------|-------------------------|
| 令和4年(2022年) | 6月1日 | 周知開始(ホームページ掲載ほか、計量時の啓発) |
| | 8月1日 | 広報掲載 |
| | 9月1日 | 持込み時等随時事前登録開始 |